

令和 2 年 1 月 16 日  
総合教育会議資料

## 本市児童自死に係る損害賠償請求事件の訴訟経過について

### 1 事件概要

平成 27 年 10 月本市小学 4 年児童が自死したことについて同児童の保護者より平成 30 年 10 月 12 日に市等を被告とする損害賠償請求事件が那覇地方裁判所に提起された。

この損害賠償請求事件は、市等に対し連帯して、死亡結果についての損害賠償及び児童の自死後おける対応の責任について、7830 万円余の損害賠償を求めるものとなっている

### 2 事件経過

平成 31 年 1 月 15 日からこれまで 7 回開かれており、今回は令和 2 年 2 月 17 日となっている。

訴訟は、事案の審理の途中であり、口頭弁論に向けての弁論準備手続を進めているところである。

### 3 今後の見通し

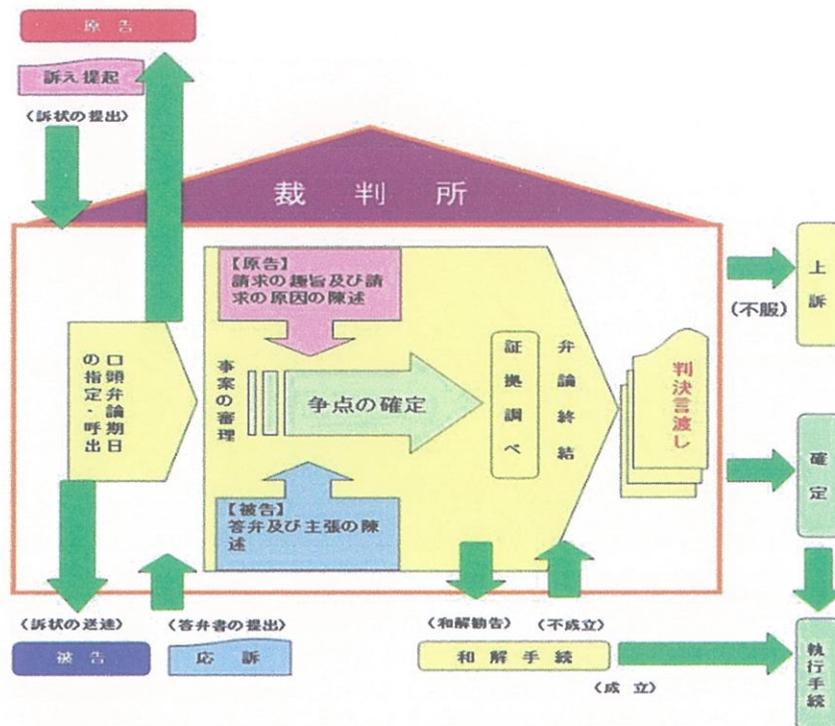
今後、引き続き争点整理が行われ、その後に集中証拠調べ（証人尋問）が行われた後に判決となるのが通常の流れであるが、原告と裁判所との間でも争点についての見解が対立するなど複雑な事件であること、双方提出の主張書面が百ページを超え、証拠もすでに 70 点を超えるなど大規模訴訟となっていることなどから、今後の審理にどの程度の期間を要するのかを現時点で見通すことは困難となっている。

### 4 資料

#### (1) 裁判手続の流れ

P2

## 裁判手続の流れ（法務省 HP）



民事訴訟では、裁判所に訴えを提起した側の当事者を「原告」といい、訴を提起された側の当事者を「被告」といいます。なお、行政事件訴訟も、裁判手続については民事訴訟と同じです。

裁判は、原告が裁判所に「訴状」を提出することから始まります。訴状に不備がないときは、裁判所は、口頭弁論の期日を指定し、被告あてに訴状を送達します。被告は、口頭弁論の期日までに、訴状に記載された事実関係の認否や事実・法律問題に関する主張を述べた「答弁書」を裁判所に提出します。

原告と被告は、法廷（裁判官の面前）で、お互いに証拠を出し合って事実上・法律上の問題を争います。

裁判所（裁判官）は双方の言い分を確かめ、証拠に基づき法律に照らして、原告の請求あるいは被告の主張のいずれかを正当とする判決を言い渡します。なお、裁判所からの勧告に基づき、当事者同士が妥当な解決方法を話し合う「和解」等の手続によって解決を図ることもあります。

敗訴判決を受けた一方の当事者は、判決を受け入れるときは確定させて、判決の内容を実現することになります。

しかし、敗訴判決を不服とするときは、上級裁判所に判断を求めることとなります。このことを「上訴」といいます。

判決が確定したのにもかかわらず、その内容が任意に実現されないときは、勝訴判決を得た者は、裁判所（執行裁判所）に対し、その強制的実現を求めることとなります。